

地域におけるこども誰でも通園制度の制度拡充等を求める要望意見書

こども誰でも通園制度は、子育て家庭の多くが孤立した育児の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化が求められる中、全ての子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に向けて、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

具体的な制度設計に当たっては、地域における提供体制の状況も見極めながら、令和7年度には法制度化し、令和8年度に法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施すべく、令和5年度から各地で試行的な事業が行われています。

よって、国におかれましては、地域の実情に合わせた、速やかなこども誰でも通園制度の導入に加え、育児と多様な働き方やライフスタイルの両立の推進のために、下記の事項について特段の取組を強く要望いたします。

記

- 1 実施事業所が不足している地域に対し、制度導入を図るために受入先を確保し職員配置や設備基準を満たすための、財政的措置を含む支援策を講じること。
- 2 試行的事業では、補助基準上の1人当たり利用時間の上限は10時間となっていますが、乳幼児数や地理的特性で地域差が生じることもあるため、自治体によって一人当たりの利用時間の上限を増やせるようにすること。
- 3 障害児や医療的ケア児とその家族を支援する観点や、保護者の事情により通園ができない乳幼児に、家庭とは異なる経験や家族以外と関わる機会を創出する観点から、障害児や医療的ケア児の受入れを認めること。
- 4 こども誰でも通園制度を地域資源の一つとして整備し、本制度と合わせて、地域に多様な子育て支援サービスを整え、潜在的待機児童の解消も視野に入れた、重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫小牧市議会

【提出先】 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策）、衆議院議長、参議院議長